

とよなか起業・チャレンジセンター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域を舞台とした新たなビジネスを興す起業家や、市内事業者等の新たなチャレンジを支援するために設置した施設（以下「施設」という。）をとよなか起業・チャレンジセンター運営協議会に利用させることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 とよなか起業・チャレンジセンター運営協議会が施設を利用する場合は「とよなか起業・チャレンジセンター」という名称を使用するものとする。その位置は豊中市庄内東町2丁目1番4号2階とする。

(事業)

第3条 施設は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業に使用する。

- (1) 起業家及び市内事業者等への事業の場の提供
- (2) 起業及び産業振興等に関するセミナー等の開催
- (3) 起業家及び市内事業者等に対する相談事業
- (4) その他、起業家の育成及び市内事業者等への支援等を推進するために豊中市が必要と認める事業

(事業の実施等)

第4条 前条に規定する事業を、とよなか起業・チャレンジセンター運営協議会と共同で実施するために豊中市はとよなか起業・チャレンジセンター運営協議会と協定を締結し、また当該施設についてとよなか起業・チャレンジセンター運営協議会と使用貸借契約を締結するものとする。

2 とよなか起業・チャレンジセンター運営協議会は、事業を効率的に推進するため、施設の運營業務を専門の事業者へ委託して実施することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。